

国政評第64号
平成25年3月29日

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣 太田 昭宏

平成25年度に海上保安庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成25年度において海上保安庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

1. 海洋権益の保全について

我が国周辺国における海洋権益を巡る動きの活発化を踏まえ、領海及び排他的経済水域の監視警戒を厳格に実施するほか、管轄海域の管理に必要不可欠な海洋調査や海洋情報の管理・提供を的確に実施することによって、我が国の海洋権益の保全に貢献する。

[具体的な目標]

- ・管轄海域の監視体制の強化により、今後発生しうる我が国領海等への外国船舶の接近・侵入、排他的経済水域及び大陸棚における外国海洋調査船による海洋調査活動等の主権侵害行為等に厳正に対応すること。

2. 海上における治安の確保について

海上における治安の確保に関し、犯罪、紛争等に関する積極的な情報収集活動等を通じて事態を正確かつ迅速に把握し、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取り締まるとともに、テロ活動等に対する警備を的確に行う。

[具体的な目標]

- ・「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数を0件とすること。

3. 海難の救助について

海難の救助に関し、即応体制を常に整えておくとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な救助を行う。

[具体的な目標]

- ・要救助海難に対する救助率を95%以上とすること。

- ・海難救助には速やかな救助の要請が必要であり、周知・啓発に取組み、海難発生後2時間以内での海上保安庁閑知率を平成27年までに85%以上とすること。

4. 海上交通の安全確保について

海上交通の安全確保に関し、航路標識の整備等を計画的に行うとともに、関係法令に基づく規則、指導及び情報提供等を的確に行うことにより、海難の未然防止を図る。

[具体的な目標]

- ・ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数を0件とすること。
- ・我が国周辺で発生する海難隻数について、平成27年までに、平成18年～22年の年平均実績（実績値2,473隻）に比べ約1割削減すること（目標値2,220隻以下）。

5. 海上防災・海洋環境の保全について

大規模な油等排出事故や巨大地震の発生等による海上災害の発生リスクに対し防災対策を推進するとともに、油の不法排出や廃船等の不法投棄等による海洋汚染を防止し、海洋環境の保全に貢献する。

[具体的な目標]

- ・油や有害液体物質の流出に伴う海上災害、原子力災害及び自然災害の発生に備え、災害即応能力の強化を図ること。
- ・将来発生が予想される大規模地震・津波災害を見据えて、震災対応能力の向上を図ること。

6. 海象の観測等について

海象の観測を的確に行うとともに、水路図誌等を計画的に整備する。

[具体的な目標]

- ・東日本大震災により被災した国際拠点港湾、重要港湾等の海図15図すべてについて、平成27年度までに海図情報の更新を終えることとし、平成25年度は10図について改版・補正により情報の更新を行うこと。
- ・地震・火山噴火の発生する可能性の高い場所や時期の予測に資する基礎情報整備のため、平成25年度は巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域の海域1箇所における断層と日本周辺海域に存在する海域火山1箇所について、情報の空白区域を減少させること。